

目指す姿

互いに個性を尊重し 誰もが自分らしく輝ける社会

本プランにおいては、「互いに個性を尊重し 誰もが自分らしく輝ける社会」を目指す姿として掲げ、男女共同参画社会実現のための取組を推進します。



基本目標

基本目標 I

多様な生き方・働き方ができる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦でき、いきいきと活躍できる社会の実現を目指します。



基本目標 II

誰もが安心して暮らせる社会

性別に関係なく誰もが人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮し、安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。



重点事項

女性活躍推進の加速化

女性の社会進出を促進するためには、結婚・出産・育児で仕事を辞めたり、諦めたりした女性や、就業経験のない女性への支援も必要です。

女性の起業支援やキャリアアップ支援等女性が安心して職業生活を送ることができるよう支援するとともに、パートナーと家事などの分担ができるよう男性の家事・育児などへの参加を促します。

個人の尊厳の確立

性別、年齢、外見、国籍、文化、社会的地位、障がいの有無、性的指向・性自認などに関わらず、人権を侵害する行為や暴力を許さない環境づくりに努めるとともに、一人ひとりがお互いの個性や多様な価値観・生き方を認めあい、安心して生活が送れるよう取組を推進していきます。

・ アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)の解消

アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が男女どちらかに不利に働かないよう、市職員・教育関係者・市民などへの啓発・学習を進め、自分自身の思い込みや偏見に気づき、正しい知識を身につけ、より多くの視点、より幅広い視野を持ち誰もが自分らしく主体的で多様な選択ができるよう取組を推進していきます。

基本目標Ⅲ

多様性を認め合える社会

ジェンダーに基づく差別や偏見を解消し、一人ひとりの多様な性や多様な生き方を認め合える社会を目指します。



プランの期間と位置づけ

本プランの期間は、2022年度(令和4年度)から2026年度(令和8年度)までの5年間とします。

- 男女共同参画社会基本法
- 女性活躍推進法
- 配偶者暴力防止法

市の基本計画

第3次かすがい男女共同参画プラン

男女共同参画
基本計画

女性活躍
推進計画

DV対策
基本計画

基本目標 I

多様な生き方・働き方ができる社会

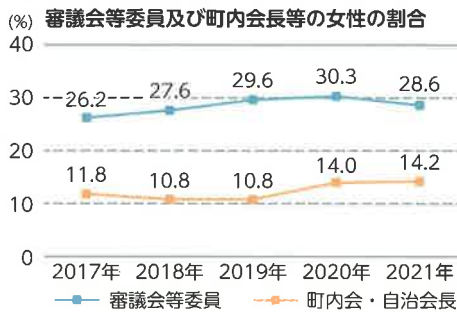
性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦でき、いきいきと活躍できる社会の実現を目指します。



現状と課題

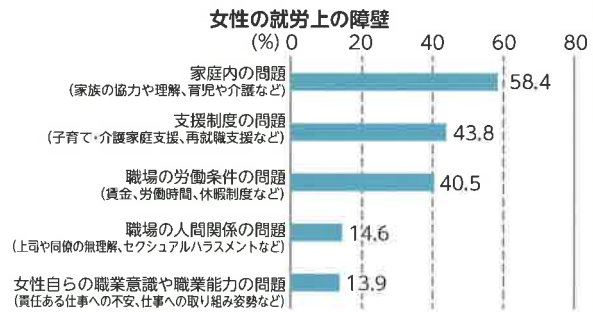
- あらゆる分野における女性活躍の推進
- 男性中心型の労働慣行の見直し

本市における審議会等の委員に占める女性の割合や町内会長等に占める女性の割合は上昇してきたものの、審議会等委員で約3割、町内会長等で2割弱となっており、さらなる参画への推進が必要です。



資料：春日井市市民活動推進課、男女共同参画課

女性の職業生活で障壁となっているものとしては、「家庭内の問題」「支援制度の問題」などの社会的な環境があげられていることから、働く意欲や能力を持っていながら、家事・育児などの家庭生活の負担から仕事を辞めたり、諦めたりする女性も少なくないことがうかがえます。



市民意識調査より (上位5項目抜粋)

市の取組

基本的施策 1

女性のエンパワーメントと人材活用の促進

- 1 女性が働きやすい職場環境の整備
- 2 商工業・農業などの自営業における女性の活躍促進
- 3 安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの女性の参画拡大
- 4 女性のチャレンジ支援
- 5 男女共同参画を推進する人材の育成

基本的施策 2

政策・方針決定過程への女性の参画推進

- 1 審議会などへの女性委員の積極的登用
- 2 事業者などへの女性の参画促進・啓発

基本的施策 3

ワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 働き方改革の推進
- 2 事業者などに対する啓発と取組への支援
- 3 子育て・保育サービスの充実
- 4 介護サービス・介護予防サービスの推進

基本的施策 4

家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進

- 1 男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の促進
- 2 男性の主体的な家事・育児・介護の促進

基本的施策 5

市における男女共同参画の推進

- 1 働き方の見直しに向けた取組
- 2 仕事と家庭生活との両立のための取組
- 3 能力適性の発揮に向けた取組
- 4 市関連施設の環境整備



基本目標 II

誰もが安心して暮らせる社会

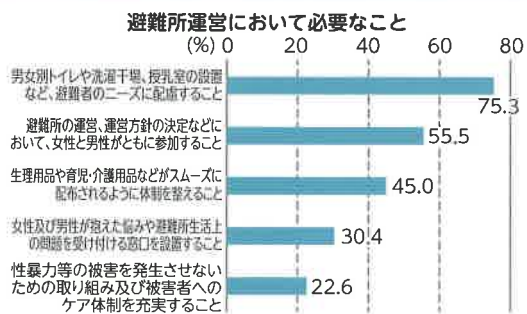
性別に関係なく誰もが人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮し、安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

現状と課題

- ジェンダーの視点からの防災の取組
- 女性に対する暴力の根絶
- 性的マイノリティ (LGBTQ) への理解

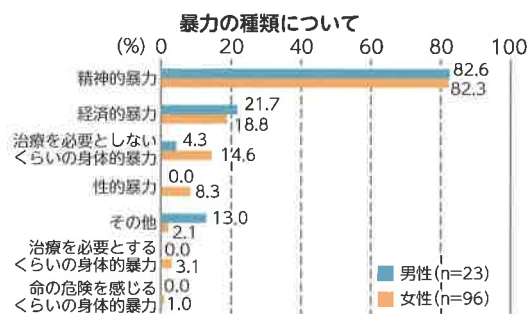


避難所運営において、避難者のニーズに配慮することが必要だとする割合が約75%、避難所運営、運営方針の決定過程への女性の参画が約55%と高くなっており、防災対策等に対してジェンダーの視点の反映が強く求められています。



市民意識調査より (上位5項目抜粋)

恋人や配偶者からのDV被害について、暴力の種類でみると、精神的な暴力の割合が最も高くなっています。また、男性に比べ女性の方が身体的な暴力を受ける割合が高くなっており、被害が深刻であることがうかがえます。



市民意識調査より

市の取組

基本的施策 1

女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 DVに対する正しい知識の普及・啓発
- 2 DV相談体制の構築
- 3 DV被害者の保護及び自立支援
- 4 DV被害者支援の連携体制の強化
- 5 ストーカー・性犯罪等防止対策と被害者への支援
- 6 セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進

基本的施策 2

人権の尊重と困難を抱える人への支援

- 1 性の多様性への理解促進
- 2 高齢者・障がい者への支援
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 在住外国人への支援

基本的施策 3

ジェンダーの視点からの防災の取組

- 1 防災活動への男女共同参画の推進

基本的施策 4

ライフステージに応じた健康づくり支援

- 1 育児相談・保健指導の充実
- 2 心身の健康保持・増進のための環境整備
- 3 性差を考慮した相談体制の充実
- 4 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発
- 5 性・命に関する教育の充実



基本目標Ⅲ

多様性を認め合える社会

ジェンダーに基づく差別や偏見を解消し、一人ひとりの多様な性や多様な生き方を認め合える社会を目指します。

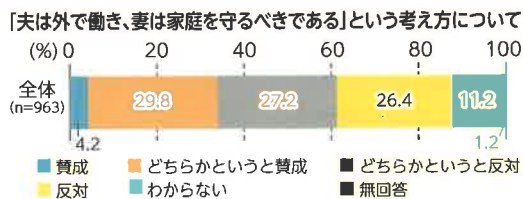
現状と課題

- 家庭生活における男女共同参画の推進
- 男女ともに個性と能力を活かした教育の推進

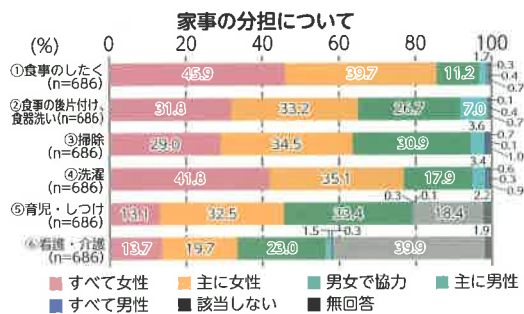


「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という性別役割分担を固定する考え方について、「賛成」「どちらかという賛成」が34.0%、「反対」「どちらかという反対」が53.6%となっています。

その一方で、食事のしたくや掃除、洗濯等の家事の多くを女性が担っている現状があります。



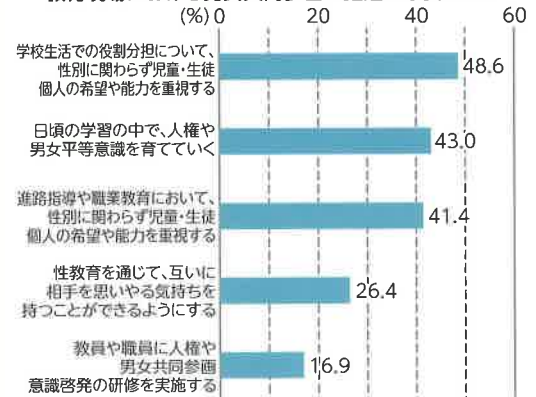
市民意識調査より



市民意識調査より

教育現場における男女共同参画の推進について、「学校生活での役割分担について、性別に関わらず児童・生徒個人の希望や能力を重視する」が最も高くなっており、「男の子だから…」 「女の子だから…」 と考える前に、一人ひとりの個性を尊重して育てていくこと、その子どもが本来持っている能力を引き出して、伸ばしていくことが重要と考えられています。

教育現場における男女共同参画の推進に必要なこと



市民意識調査より (上位5項目抜粋)

市の取組

基本的施策1 アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消に向けた啓発

- 1 男女共同参画推進のための意識づくりと慣習・慣行の見直しの促進
- 2 男女共同参画拠点施設（レディヤンかすがい）の事業の充実

基本的施策2 ジェンダー平等の視点に立った教育・学習の推進

- 1 子どもの頃からのジェンダー平等の理解と促進
- 2 ジェンダー平等の視点に立った学習機会の提供
- 3 教育・保育に携わる者や市職員に対するジェンダー平等意識の浸透

基本的施策3 ジェンダー平等の視点に立った表現の推進

- 1 メディアリテラシーの向上
- 2 行政情報紙・刊行物などにおける性差別表現の排除

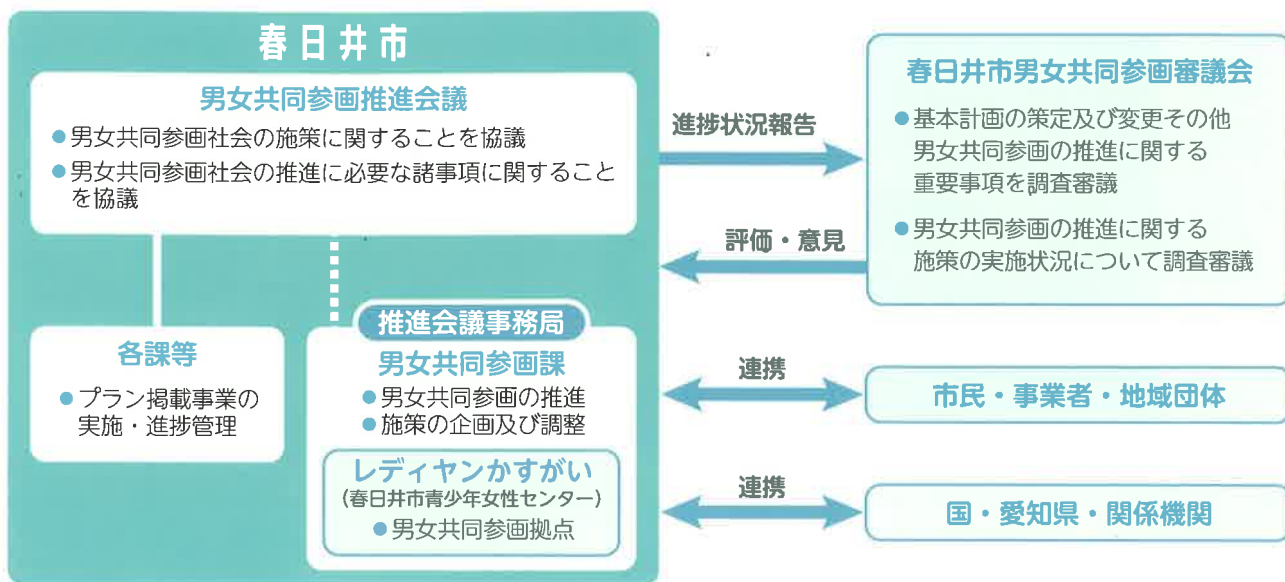


プランの推進

プランの推進体制

本プランの施策は様々な分野にまたがるため、市の推進体制である「春日井市男女共同参画推進会議」が中心となって、庁内の連携を強化し、横断的な検討・調整を行うなど、実効性のある施策の展開を図ります。

また、「春日井市男女共同参画推進条例」に基づき設置した「春日井市男女共同参画審議会」において計画の推進に向けた意見を幅広く聴取し、施策の効果的な推進を図ります。



プランの進捗管理

プランの進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度（市民意識調査については策定の前年度）調査し、春日井市男女共同参画審議会に報告します。春日井市男女共同参画審議会での進捗状況の確認、評価結果をもとに必要なに応じて事業の改善を図り、次年度以降の取組の展開に反映させながら、よりよい事業の推進に努めます。



男女共同参画拠点施設

レディヤンかすがい（春日井市青少年女性センター）



レディヤンかすがいは、女性及び青少年に学習と憩いの場を提供し、教養文化の向上、消費生活知識の普及・啓発を目的として、1991年（平成3年）に開設しました。多目的ホールや会議室、幼児室や子ども広場、男女共同参画に関する図書資料を扱う図書コーナーなど、男女共同参画推進のための拠点としての機能を有しています。

レディヤンかすがいでは、男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画セミナー、レディヤン講座、相談事業、会議室等の貸出等を行っています。また、市民の皆さんとの協働により、かすがい男女共同参画市民フォーラムやレディヤン祭を開催し、情報発信や啓発事業を行っています。

第3次かすがい男女共同参画プラン【概要版】

発行年月 2022年3月

発行・編集 春日井市 市民生活部 男女共同参画課

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町2丁目247番地

TEL 0568-85-4401

FAX 0568-85-7890

E-mail danjo@city.kasugai.lg.jp